

吸収分割に係る事後開示書類

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 189 条に基づく開示事項)

(会社法第 801 条第 3 項第 2 号に基づく開示事項)

2024 年 12 月 1 日

吸収分割に係る事後開示書類

2024 年 12 月 1 日

山梨県北杜市武川町牧原 1741 番地 8
株式会社オキサイドパワークリスタル
代表取締役 古川 保典

山梨県北杜市武川町牧原 1747 番地 1
株式会社オキサイド
代表取締役 山本 正幸

株式会社オキサイド（以下「分割会社」といいます。）及び株式会社オキサイドパワークリスタル（以下「承継会社」といいます。）は両当事者間で、2024 年 12 月 1 日を効力発生日として、分割会社を吸収分割会社とし、承継会社を吸収分割承継会社として、分割会社が、分割会社の SiC 関連事業（以下「対象事業」といいます。）に関して有する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行いました。

会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び会社法第 801 条第 3 項第 2 号並びに会社法施行規則第 189 条に基づく開示事項は、以下のとおりです。

1. 本吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第 189 条第 1 号）

2024 年 12 月 1 日

2. 分割会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第 189 条第 2 号）

(1) 会社法第 784 条の 2 の規定による手続の経過（本吸収分割の差止請求）

本吸収分割は、会社法第 784 条第 2 項に基づく簡易吸収分割であるため、該当事項はありません。

(2) 会社法第 785 条の規定による手続の経過（反対株主の株式買取請求）

本吸収分割は、会社法第 784 条第 2 項に基づく簡易吸収分割であるため、該当事項はありません。

(3) 会社法第 787 条の規定による手続の経過（新株予約権買取請求）

該当事項はありません。

(4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過（債権者の異議）

分割会社は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項並びに定款第 4 条（公告の方法）に従い、2024 年 10 月 30 日付官報公告及び同日付電子公告において債権者に対する公告を行いましたが、会社法第 789 条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 承継会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による手続の経過（本吸収分割の差止請求）

該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過（反対株主の株式買取請求）

該当事項はありません。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過（債権者の異議）

承継会社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項並びに定款第 4 条（公告の方法）に従い、2024 年 10 月 30 日付官報公告及び同日付電子公告において債権者に対する公告を行いましたが、会社法第 799 条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 本吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

承継会社は、本吸収分割の効力発生日である 2024 年 12 月 1 日をもって、分割会社から、吸収分割契約に定める対象事業に係る資産・負債その他の権利義務を承継いたしました。本吸収分割により承継会社が分割会社より承継した資産及び負債の額（概算）は次のとおりです。

承継した資産の額（概算）：772 百万円

承継した負債の額（概算）：223 百万円

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

2024 年 12 月 1 日（予定）

6. その他本吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）
該当事項はありません。

以上